移転先市有地において住宅を相続された皆様へ

借地権相続手続きのご案内

手順1　住宅の相続登記（相続人）

法務局にて**住宅の相続登記**を行ってください

手順2　相続通知の提出（相続人）

仙台市への正式な手続きとして、下記の**書類を提出**してください
住宅の相続登記が完了していることを、市がオンラインで確認いたします

【ご提出いただく書類】
□　定期借地権相続通知

手順3　土地賃貸借契約に関する確認書の締結（相続人・仙台市）

相続人が土地賃貸借契約を引き継いだことを、仙台市との間で確認するため、**確認書を締結**します

仙台市が確認書の案を2部送付しますので、下記のとおり**返送**してください

【確認書の返送手続き】
① 確認書の内容に間違いがないか確認する
② 確認書2部それぞれに、実印を押印する
③ 確認書2部のうち、1部に収入印紙 200 円を貼り付ける
④ 確認書2部を仙台市に返送する
　返送の際に印鑑登録証明書（原本）1部を添付する

返送いただいた確認書に仙台市が押印し、1部を相続人に再度送付しますので、土地賃貸借契約書と一緒に大切に保管してください

なお、相続しても土地賃貸借契約に新たな名義人が発生しない場合（相続人が相続する前から土地賃貸借契約の名義人である場合等）には、確認書の締結は省略します

お問合せ先
〒980-8671　仙台市青葉区二日町 12-34　オンワード樫山仙台ビル 6 階
仙台市　都市整備局　市街地整備課　東部再生係
電　話：022-214-8584（直通）
メール：tos009140@city.sendai.jp

（令和8年 11 月版）